

CPSA 0037



住宅用金属製はしごのSG基準

(公開用)

一般財団法人 製品安全協会

金属製昇降器具（改正）専門部会専門委員名簿

氏 名 所 属

(部会長)	渡邊 豊	東京海洋大学大学院
(委員)		(分野ごとに五十音順)
	大河内 美保	主婦連合会
	川井 信友	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント ・相談委員協会
	伊藤 朋成	一般社団法人軽金属製品協会
	大迫 俊一	株式会社ナカオ
	奥田 真孝	長谷川工業株式会社
	小林 拓也	アルインコ株式会社
	原野 親	株式会社ピカコーポレイション
	水谷 藤雄	一般財団法人ボーケン品質評価機構
	山本 雅一	一般財団法人日本文化用品安全試験所

(オブザーバー)

経済産業省大臣官房 産業保安・安全グループ 製品安全課
経済産業省製造産業局生活製品課

住宅用金属製はしごのSG基準
SG Standard for Metal Ladders for Household Use

1. 基準の目的

この基準は、住宅用金属製はしごの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭で使用する可搬式の金属製はしご（以下、「はしご」という。）について適用する。

ここでいうはしごとは「自立せず、立てかけて高所への昇降に使用するもの」とする。

※ 金属製とは、支柱及び踏ざんの主たる材料が金属製のものをいう。

※ 使用者は、脱げにくく安定する履物、又は滑りにくい状態で使用することとする。

3. 種類

(1)はしごの形状による種類は次のとおりとする。

- ① 単はしご：はしごの長さが調整できないもの。
- ② 伸縮形はしご：伸縮構造を持ち、長さが踏ざんの間隔ごとに調整できるもの。

(2)はしごの最大使用質量の種類は次のとおりとする。

なお、最大使用質量とは、使用者の体重、衣服、工具、荷物等の合計質量の最大値をいう。

最大使用質量の種類	使用質量
100kg 仕様	100kg 以下
130kg 仕様	130kg 以下

4. 安全性品質

はしごの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 構造、外観 及び寸法	<p>1. はしごの構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 各部の組立・接合は堅ろう、かつ、確実で、緩み、がたつきがなく、安定性がよいこと。</p> <p>(2) 両支柱は全長にわたって平行であるか、又は接地部付近で広がっており、その他の部分は平行であること。</p> <p>(3) 踏ざんは水平に取り付けられており、踏み面には、滑り止めの処理が施されていること。</p> <p>(4) 伸縮形はしごは、伸縮操作が円滑であること。</p> <p>(5) 伸縮形はしごの止め具は、二つ以上並列に備えており、連結及び解除が確実にできる構造であること。</p> <p>(6) 支柱には、上端具及び滑り止め用端具を装備しており、それらの端具は、支柱に確実に取り付けられていること。</p> <p>なお、単はしごにあっては、最上部及び最下部の両端、伸縮形はしごにあっては、最大</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>長さにした状態の最上部及び最下部の両端に装備されていること。</p> <p>(7) 仕上げは良好で使用上支障のある変形等がないこと。</p> <p>(8) 表面にめっき、塗装等が施されているものにあっては、素地の露出、はがれ、さび及び著しいむらがないこと。</p> <p>(9) 人体が触れる部分には傷害を与えるような鋭い角部、かえり、ぱり等がないこと。</p> <p>(10) 外部に現れるボルト・ナット、リベット、溶接部等の先端は、著しく突き出していること。</p> <p>(11) 踏ざんの間隔は表1に適合していること。</p>	

表1 踏ざんの間隔

区分	間隔 mm
C ₁	○以下
C ₂	○以上○以下
C ₃	寸法の規定なし ただし、後述の 第2.(6)項 強度 試験に適合すること

項目	基 準	基 準 確 認 方 法

項目	基 準	基 準 確 認 方 法						
	<p>(12) はしごの全長は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 単はしごは、○m 以下であること。</p> <p>(b) 伸縮形はしごは、○m 以下であること。</p> <p>(13) 支柱の内幅は、○mm 以上であること。</p>							
2. 強度	<p>2. はしごの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) はしごの昇降面に対して、[100kg 仕様 : ○N、130kg 仕様 : ○N] の力を加えたとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がなく、支持間距離に対するたわみは表2に示すとおりであること。</p> <p>表2 支持間距離に対するたわみ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大長さ</th><th>たわみ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○m 未満 のもの</td><td>○／○以下</td></tr> <tr> <td>○m 以上 のもの</td><td>○／○以下</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) はしごの片方の支柱</p>	最大長さ	たわみ	○m 未満 のもの	○／○以下	○m 以上 のもの	○／○以下	
最大長さ	たわみ							
○m 未満 のもの	○／○以下							
○m 以上 のもの	○／○以下							

項目	基 準	基 準 確 認 方 法						
	<p>中央に[100kg 仕様:○ N、130kg 仕様:○N]の 力を加えたとき、各部 に破損、外れ及び使用 上支障のある変形がな く、両支柱の最大たわ みの差は支持間距離に 対して、表3に示すと おりであること。</p> <p>表3 支持間距離に対するたわみの差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大長さ</th><th>たわみの差</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○m未満 のもの</td><td>○／○以下</td></tr> <tr> <td>○m以上 のもの</td><td>○／○以下</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 踏ざんに [100kg 仕 様:○N、130kg 仕様: ○N] の力を加えたと き、各部に破損、外れ 及び使用上支障のあ る変形がないこと。</p>	最大長さ	たわみの差	○m未満 のもの	○／○以下	○m以上 のもの	○／○以下	
最大長さ	たわみの差							
○m未満 のもの	○／○以下							
○m以上 のもの	○／○以下							

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(4) 伸縮形はしごの止め具に [100kg 仕様 : ○ N、130kg 仕様 : ○N] の力を加えたとき各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>(5) ロープ等によって長さが調整できる伸縮形はしごにあっては、ロープ等に○N の力を加えたとき、各部に破</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>(6)はしご上端部 (C6) の長さが○mm を超えるものにあっては、上端部から○mm 離れた支柱幅の中央に○N の力を加えたとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	
3. 摩擦抵抗	3. 滑り止め用端具の摩擦係数は、○以上であること。	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法

5. 表示及び取扱説明書

はしごの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。ただし、その製品に該当しない注意事項については明示しなくてもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 申請者の名称又はその略号。 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。 (3) 最大使用質量 100kg 又は 130kg (4) 最大長さ。（伸縮形はしごにあっては、短縮したときの長さを併記すること。） (5) 昇降面に対して左右方向に転倒しやすい構造である旨。 (6) 使用中、伸縮形の上はしごを持ち上げない旨。 (7) 使用面を定めているはしごは、裏面を使 	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 取扱説明書	<p>用しない旨。</p> <p>(8) 約〇°で使用する旨の表示及び〇°の設置の仕方。</p> <p>(9) 感電に注意する旨。</p> <p>(10) 可動部等で手をはさまないように注意する旨。</p> <p>(11) 支柱下端の長さが調整できるものにあっては、伸縮脚のロック忘れのない旨。</p> <p>2. 製品には次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない注意事項については明示しなくてもよい。 なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) 表示及び取扱説明書は、必ず読み、それを守り行うこと。</p> <p>(2) 昇降面に対して左右方向に転倒しやすい構造である旨</p> <p>(3) 取扱説明書は、読んだ後に保管すること。 ただし、以下の該当する各項を製品に容易に消えない方法により表示してあるものにあっては、本項を省略してもよい。</p> <p>(4) 使用上の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 使用時は製品が安定した状態であることを確認すること。 ② はしごとしての用途以外には使用せず、作業禁止のこと。 ③ 本体表示の最大使用質量の範囲内で使用すること。 ④ はしごを加工したり、改造したりしないこと。 ⑤ 子供や取扱説明書・ラベルの内容が理解できない人には使用させないこと。 ⑥ 貼り付けてあるラベルがなくなったり、読めなくなった製品は使用しないこと。 ⑦ 使用前にはしごに異常のないことを確認すること。 	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>⑧ 変形したはしごは使用しないこと。</p> <p>⑨ 引きずったり、投げたり乱暴に扱わないこと。</p> <p>⑩ 設置するときや持ち運ぶときは、配電線に注意すること。</p> <p>⑪ 伸縮形はしごは縮めてから移動すること。</p> <p>⑫ 周囲に危険なものがある場所や、頭上に障害物がある場所には設置しないこと。</p> <p>⑬ 傾斜している場所、安定しない場所や滑りやすい場所には設置しないこと。</p> <p>⑭ 伸縮形はしごは、ロープ等から手を離す前に、止め具がロック状態であることを確認すること。</p> <p>⑮ 使用するときは、約〇°の傾斜をもたせること。</p> <p>⑯ 橋わたしや水平にして使わないこと。</p> <p>⑰ はしごを台や箱の上に乗せて設置しないこと。</p> <p>⑱ はしごの長さが足りないからといって補足して使用しないこと。</p> <p>⑲ 使用面を定めているはしごでは、裏面は使用しないこと。</p> <p>⑳ はしごから横に身体を乗り出さないこと。</p> <p>㉑ 同時に〇人以上乗らないこと。</p> <p>㉒ はしごを背にしたり、手放しで昇り降りしないこと。</p> <p>㉓ 静かに昇り降りすること。</p> <p>㉔ 屋根のひさし等に寄り掛け立てて使用する際、使用者の上体がはしごと屋根のひさし等の接点より上になった場合は、はしごが不安定になることがあるので十分注意すること。また、支点ではしごが横すべりしないか確かめて使用すること。</p> <p>㉕ はしごの途中から飛び降りないこと。</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>㉙ 使用中、はしごの周囲には危険な物を置かないこと。</p> <p>㉚ 雨ざらしにして保管しないこと。</p> <p>㉛ はしごを使うときは、必ず大人の補助者がはしごを支えること。</p> <p>(5) SGマーク制度は、はしごの欠陥によつて発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p> <p>(6) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称及び住所並びに電話番号。</p>	